

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで
私は 20 歳で国民年金に加入し、国民年金保険料は当時実家で加入していた納付組織を通じて、母親が家族の分の保険料と一緒に納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 3 月 31 日に払い出されていることが確認でき、この時点では申立期間の保険料は現年度納付が可能である上、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、同年 3 月に納付書が発行されたことが確認できる。

さらに、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人の国民年金保険料を納付したとする母親は、申立期間直後の昭和 54 年度に 2 回にわたって、それまで未納となっていた 57 か月分の国民年金保険料を、特例納付（附則第 4 条）及び過年度納付していることが確認できることから、申立期間について、母親が自身の保険料のみを納付し、54 年度の時点において現年度納付又は過年度納付が可能である申立人の申立期間に係る保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 1641 (事案 1525 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から 58 年 6 月まで
年金手帳をみても、ねんきん定期便をみても、国民年金の被保険者資格を取得した年月日は昭和 56 年 9 月 1 日となっており、この日に加入したことに間違いは無い。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められなかったとした前回の申立てに対する委員会の結論に納得がいかないため、関係機関も追及して真相を明らかにしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿 (紙名簿) の作成時期及び当該名簿において確認できる申立期間の直後の保険料に係る納付書の発行時期から判断すると、申立人は、昭和 60 年 10 月頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 当該名簿によれば、申立期間直後の期間に係る国民年金保険料が、加入手続を行ったとみられる時期に当たる昭和 60 年 10 月 31 日に過年度納付されていること等を踏まえると、申立人は、加入手続を行ったとみられる時期において、保険料の納付が可能であった申立期間の直後の期間以降分から保険料の納付を始めたと考えるのが自然であること、iii) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの

と認めることはできないと決定し、申立人に対して平成 23 年 10 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金の被保険者資格取得日は、年金手帳に記載のある昭和 56 年 9 月 1 日であり、保険料もその時から納付していた等と改めて主張し、再申立てを行っている。

しかし、年金手帳の国民年金欄における「初めて被保険者となった日」（資格取得年月日）は、事務処理上、実際に加入手続を行った日から過去に遡って記載することがあり得ることから、年金手帳における「初めて被保険者となった日」の記載のみをもって、申立期間が当初から加入期間とされ、申立期間に係る保険料を納付していたものとは判断し難い。

また、申立期間当時、国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者のうち、昭和 60 年度分の国民年金保険料の納付年月日が分かる者は、いずれも昭和 60 年 10 月 23 日から同年 11 月 25 日の間に保険料を納付していることが確認できる上、A 市に対して、申立人に係る国民年金被保険者名簿の作成時期について確認を求めたところ、当初の調査結果のとおり、60 年 10 月 8 日で間違いはないとしており、ほかに申立人が主張する 56 年 9 月 1 日に加入手続を行ったことをうかがわせる関連資料等は見当たらない。

したがって、再申立てに際しての申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から平成元年 4 月まで
申立期間について、年金機構からの通知で国民年金の未加入期間であることを知った。国民年金の加入手続は自身でA村役場にて行い、その後は私か妻が国民年金保険料の納付を続けてきた。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B有限会社を昭和 59 年 7 月に退職後、A村役場で、申立人又はその妻が国民年金の加入手続を行い、それ以降は国民年金保険料を同村役場で毎月納付していたと述べているが、同村の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は、58 年 7 月 21 日に厚生年金保険に加入したため国民年金被保険者資格を喪失した後、申立期間に同資格を取得した旨の記録を確認することができず、申立期間は未加入期間として取り扱われていることから、国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、自身が所持する 2 冊の年金手帳のうちの 1 冊（国民年金手帳）に、申立期間に強制加入被保険者として資格を取得したことが記載されていることをもって、申立期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと述べている。

しかしながら、上記手帳の被保険者記録に係る記載について、A村では、「当時の担当者から聴取したが、記載に至った経緯等は不明である。なお、本来、国民年金に加入しなければならない期間として記載したのではないか。」と回答している上、上記のとおり、同村の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば申立期間は未加入期間とされていること、及び申立人

が所持するもう1冊の年金手帳（厚生年金保険及び国民年金の制度共通手帳）には、申立期間が国民年金の被保険者期間であったことを示す記載が無いことを踏まえると、申立人が所持する2冊の年金手帳のうちの1冊に、申立期間が国民年金の加入期間とされている旨の記載があることのみをもって、申立期間の保険料を納付していたとは判断し難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から50年3月までの期間及び60年3月から63年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から50年3月まで
② 昭和60年3月から63年4月まで

20歳になった昭和47年*月は学生であったが、母親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、両親の国民年金保険料と一緒に保険料を納付していたはずである。

また、昭和60年3月の退職後には、事業所から渡された書類等を携え自らA市役所に行き、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。国民年金保険料は、郵送されてきた国民年金保険料納付通知書によりB金融機関C支店で年に数回納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和47年*月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、両親の国民年金保険料と一緒に保険料を納付していたはずであると述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年11月21日に払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続は同年11月頃に行われ、その際に20歳に到達した47年*月に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと考えられ、加入手続が行われたとみられる時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の母親は、既に死亡しており事情を聴取することができないことから、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である上、加入手続が行われたとみられる昭和50年11月頃の時点では、申立期間①

の一部については、保険料を過年度納付することが可能であったと考えられるものの、当該期間の保険料が過年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和 60 年 3 月に退職後、自ら A 市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、B 金融機関 C 支店で納付していたと述べているが、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿、電子データ）によれば、58 年 7 月 2 日に厚生年金保険に加入したため国民年金被保険者資格を喪失して以降、申立人が国民年金被保険者資格を再取得した記録は確認できず、申立期間②は国民年金の未加入期間として取り扱われていることから、申立人に対して納付書が発行されたとは考え難く、申立期間②の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人及びその母親が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から5年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から5年8月まで
株式会社Aを平成4年1月に退職した際に、国民年金と国民健康保険に同時に加入したと思う。5年9月分から国民年金保険料を納付したことになっているが、国民年金と国民健康保険を別々に加入した記憶も無い。

申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年1月に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、B市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人の国民年金被保険者資格の取得日（昭和61年5月28日）、喪失日（平成元年3月1日）及び再取得日（平成4年1月11日）の入力処理が、7年8月15日に一括して行われていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年8月頃に行われたものと推認されるどころ、加入手続が行われた時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない。

また、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成5年9月から7年3月までの国民年金保険料が加入手続を行ったとみられる時期に近接する同年10月9日に過年度納付されていることを踏まえると、申立人は、加入手続を行ったとみられる時期において保険料の納付が可能であった申立期間の直後の期間以降分から保険料の納付を始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から52年3月まで

私は20歳になった当時は、学生だったが、A町役場（当時）から国民年金に加入するようにとの連絡があったため、母親が昭和51年10月頃に役場で加入手続きを行い、窓口で数か月分の国民年金保険料を納付し、その後の1回分については納付書で納付したと母親から聞いており、その時に交付された年金手帳も所持している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和51年10月頃にA町役場で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は53年1月31日に払い出されていることが確認できる上、同町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）には「昭和53年1月27日手帳本人保管」との押印があり、この頃に年金手帳が交付されたと考えられることから、申立人の国民年金への加入手続きは53年1月頃に行われ、20歳到達時の51年*月*日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認される。

このため、加入手続きが行われたと考えられる昭和53年1月の時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は、母親から、「後からまとめて保険料を納付したことはない。」と聞いていると述べている上、ほかに申立期間の保険料が過年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金

保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 26 日から 63 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 60 年 9 月 26 日から平成元年 9 月 1 日まで、A 株式会社に勤務したが、昭和 60 年 9 月 26 日から 63 年 10 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の勤務状況等に関する記憶及び元同僚の証言により、申立人が A 株式会社に勤務していたことは推認できるが、勤務期間を特定できる証言は得られなかった。

また、申立人の A 株式会社での厚生年金保険の加入期間である昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 9 月 1 日までの期間は、申立人の同社における雇用保険の加入期間と一致している一方、申立期間については、同社での雇用保険の加入記録を確認することができない。

さらに、申立期間のうち、昭和 61 年 9 月 19 日から 62 年 4 月 20 日までの期間については、申立てに係る事業所とは関連性の認められない別の事業所における雇用保険の加入記録が確認できる。

加えて、当時の事業主の子息である現在の事業主に対し、3 度にわたり照会を行ったものの、回答が無く、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等を確認することができなかったが、複数の元同僚からは、「入社後すぐには社員にすることはなく、見習期間があった。」、「当時、いろいろな働き方の者がおり、給与の手取りを多くするために、厚生年金保険に加入しない者もいたようだ。」との証言が得られた。

その上、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票について、

申立期間及びその前の期間に係る被保険者を調査したが、申立人の氏名は確認できず、被保険者番号に欠番も無く、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 2 日から 53 年 1 月 20 日まで
私は、昭和 50 年 6 月 2 日から 53 年 1 月 20 日まで、A 事業所に勤務したが、支給されていた給与額と年金記録上の標準報酬月額が相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 50 年 6 月 2 日から 52 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額について、申立人は、夜勤が多かったため、A 事業所から支給された給与額は標準報酬月額よりも高額であったと主張しているが、当該期間における給与額等を確認できる給与明細書等はなく、当該事業所においても、賃金台帳等の関連資料が保管されていないため、当該期間に係る申立人の給与総額及び保険料控除額について確認することはできない。

また、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月 1 日から 53 年 1 月 20 日までの期間の標準報酬月額について、申立人は、申立人が所持している雇用保険受給資格者証に記録されている基本手当日額から算出される給与額よりも低額であると主張している。

このことについて、A 事業所では、「国家公務員給与に準拠し、人事院勧告後の 9 月の給与支給時に、同じ年の 4 月まで遡って昇給した差額分を合わせて支給しているため、毎年 9 月の支給額は高額となっている。申立人の雇用保険の基本手当日額の算定対象期間である退社前 6 か月には 9 月が含まれるため、雇用保険の基本手当日額から算出される給与額は高額になっていたと考えられる。」旨回答している。

一方、厚生年金保険の標準報酬月額については、申立期間当時の算定基

礎月は5月から7月までとされ、雇用保険の基本手当日額の算定対象期間とは異なるため、雇用保険の基本手当日額から算出される給与額と厚生年金保険の標準報酬月額決定の基となる報酬額は必ずしも一致しないことから、標準報酬月額が雇用保険の基本手当日額から算出される給与額より低額であったとしても不合理とは言い難い。

さらに、A事業所では、「申立期間当時の資料として保管しているのは健康保険厚生年金標準報酬月額推移表のみであり、申立期間当時は、この推移表に基づいて、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険に関する届出や保険料の納付を行っていた。申立人の保険料についても、この推移表に基づき控除したと考えられる。」旨回答しているところ、同事業所が保管する健康保険厚生年金標準報酬月額推移表における標準報酬月額の記録は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

加えて、A事業所からの回答及び当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人とほぼ同時期に被保険者資格を取得した複数の同僚の中でも高額であることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年頃から 56 年頃まで
② 昭和 57 年頃から 58 年頃まで
③ 昭和 59 年頃から 61 年頃まで

私は、30 歳過ぎの昭和 52 年頃から 61 年頃まで A 事業所、B 事業所及びその支店の C 事業所で勤務した。

いずれの勤務先でも健康保険証を会社から渡され、給与から厚生年金保険料も控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③において勤務したとする事業所の所在地及び事業所名について、申立期間①では D 県 E 市に所在したとする A 事業所を、申立期間②では D 県 F 市に所在したとする B 事業所を、申立期間③では G 市に所在したとする C 事業所を挙げているところ、オンライン記録によると、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時に勤務していたとする事業所の現在の名称等と思われるとして、申立期間①については D 県 H 市の I 事業所を、申立期間③については J 県 K 市の L 事業所及び同事業所の経営会社と思われるとして D 県 M 市の株式会社 N を挙げているところ、各事業所では、いずれも申立人が勤務したとする事業所とは関係が無い旨回答している。

さらに、申立人は、申立期間②に係る D 県 F 市に所在していたとする B 事業所について、同事業所は本社で会社名も同じだったと思うとしているところ、同所在地を管轄する法務局では、昭和 61 年以前に設立登記され

た法人の中に当該事業所は見当たらないと回答している。

加えて、D県及びG市の関係団体に照会したが、申立期間当時の両団体の加入者名簿では、申立人が勤務したとする場所に該当する事業所は見当たらないとしている上、申立人が申立期間同時に勤務したとするD県及びJ県に所在した各申立てに係る事業所と同一名称又は類似名称の事業所のうち、申立期間終期の昭和61年12月31日以前に厚生年金保険の適用事業所となった事業所に係る健康保険厚生年金保険の被保険者名簿及び同原票（マイクロフィルム）を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和38年*月*日から平成3年5月1日まで国民年金に加入しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号で任意加入した被保険者の資格取得年月日及び申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿並びにO市が作成した国民年金被保険者名簿により、申立人は、54年7月頃にO市において国民年金の加入手続を行い、20歳になった38年*月*日まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できる上、オンライン記録及びO市の国民年金被保険者名簿により、申立期間①のうち大半の期間の国民年金保険料は納付済み又は申請免除とされ、申立期間②及び③の国民年金保険料は全期間納付済みとされていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③に健康保険証を勤務先から渡されたとし、申立期間①当時、勤務先のA事業所から渡された健康保険証で通院したことがあるとしているが、当該医療機関名及びその所在地が不明であることから、当時の事実関係を確認できない上、O市が管理する申立人の「国保個人履歴照会」（電子データ）によると、申立人は、申立期間①の過半の期間並びに申立期間②及び③の全期間を含む昭和54年7月10日から平成3年5月2日までの期間について、国民健康保険に加入していることが確認できる。

なお、申立人の申立期間①、②及び③に係る雇用保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。